

「農薬に係るリスク管理に関する最近の動向について」
(9月29日開催部会)における質問について

- 農薬の登録の流れの中で、農林水産省において外部から意見を聞くような仕組みはあるのか。(二村委員)

(回答)

- ・ 農薬取締法では、農薬は「登録保留基準」に該当しない場合に登録することとなっている。
- ・ この登録保留基準やそれに該当するかどうかを判断するために必要な試験の種類や数、試験方法などのデータ要求に係る変更にあたってパブリックコメントを実施している。
- ・ 外部の意見を踏まえて決定したデータ要求に従って提出されたデータを用いて「登録保留基準」に該当するかどうかにより農薬登録の可否を決定している。なお、個別の農薬登録にあたってパブリックコメントは行っていない。

- 薬事・食品衛生審議会は学識経験者の他に消費者、食品会社等のステークホルダーが参加しており、いろいろな意見を聞きながら審議している。農林水産省においてもそのような審議会を作っていただきたい。(岸分科会長)

(回答)

- ・ 農薬取締法において農業資材審議会が意見を聴く審議会として位置付けられている。
- ・ 当該審議会の委員も学識経験者の他に消費者、都道府県等のステークホルダーが参加している。
- ・ 当該審議会では、農薬登録の可否を判断する基準である登録保留基準などに関する審議を行っており、認められた登録保留基準に照らし登録の可否を農林水産省が判断している。

○ 無人ヘリコプターからまく農薬は通常よりも濃度が高いと思うが、その影響を十分考慮した対応を行っているのか。（大野部会長）

(回答)

- ・「無人ヘリコプターによる散布」については、散布液の濃度が高濃度であることも踏まえ、通常の地上から散布する方法で登録がある農薬であっても、人や環境への影響を別途評価している。具体的には、その農薬の毒性や使用方法を考慮し、農林水産省において必要に応じて注意事項を付して登録を行っている。
- ・また、農薬の散布による健康被害等が発生しないよう、「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」を策定し、無人ヘリコプターによる散布に当たっては、これに基づき指導を行っている。

○ 農林水産省において農薬の環境の影響についてどのような対応を行っているのか。（鰐渕委員）

(回答)

- ・環境省の評価結果に基づき、申請された使用方法で当該農薬が使用された場合の河川水中の農薬の濃度を推定し、登録保留基準値を超えないことを確認して登録を行っている。
- ・また、ミツバチは家畜として扱われることから農林水産省が担当しており、ミツバチを用いた毒性試験結果に基づき、必要な注意事項を付す等の対応を行っている。
- ・さらに、9月29日に説明させていただいたとおり、平成25年度より3年間をかけて、家畜としての「ミツバチ」の農薬による被害実態調査を実施している。